

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

注)「市町村」には、特別区を含む。

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
302	営利を目的としない法人による前払式証券発行特例事業	営利を目的としない法人が「地域通貨」を発行する場合に、前払式証券の規制等に関する法律の事前登録要件のうち資本要件を課さないこととする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	前払式証券の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(平成19年内閣府令第27号)	平成19年3月29日施行(措置済)	金融庁
806	三歳未満児に係る幼稚園入園事業	幼稚園に入園できる時期を、満3歳からとしているところを、満3歳に達する年度の当初とする。	全部	幼児の発達段階の特性を踏まえ、幼稚園の人的・物的環境を適切に活用し、個別のかかわりに重点を置いた形態で2歳児を受け入れることにより、全国展開を行う。なお、指導上の留意事項については、新たな規制の付加とならないようにする。	「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点について」(18文科初第1275号)	平成19年3月31日実施(措置済)	文部科学省
820 (801-2)	校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業	地方公共団体が教育上又は研究上特段のニーズがあると認める場合には、学校法人の寄附行為の認可に当たり、大学等の校地・校舎については自己所有を求めないものとする。	全部	規制所管省庁において、学校経営の継続性・安定性を確保する観点から財産的基礎の保有及び継続的使用の確保等について、校地校舎の自己所有に代わる最小限の代替措置を講じた上で、平成19年度の設置認可申請手続が可能となるよう平成18年度中に全国展開を行う。	「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業の全国展開について」(18文科高第756号)	平成19年3月28日実施(措置済)	文部科学省
821 (801-1)	校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業	地方公共団体が教育上又は研究上特段のニーズがあると認める場合には、学校法人の寄附行為の認可に当たり、大学等の校地・校舎については自己所有を求めないものとする。	全部	規制所管省庁において、学校経営の継続性・安定性を確保する観点から財産的基礎の保有及び継続的使用の確保等について、校地校舎の自己所有に代わる最小限の代替措置を講じた上で、平成19年度の設置認可申請手続が可能となるよう平成18年度中に全国展開を行う。	学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の全部を改正する件(平成19年文部科学省告示第41号) 学校設置会社が大学、短期大学若しくは高等専門学校又は大学の学部、学部の学科、大学院、大学院の研究科若しくは短期大学若しくは高等専門学校の学科を設置する場合の当該大学等の経営に必要な財産等に関する審査基準の全部を改正する件(平成19年文部科学省告示第42号)	平成19年4月1日施行(措置済)	文部科学省

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
907-2	地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業	地方公共団体が設置した特別養護老人ホームの管理の委託先として、株式会社等を認める。	全部	地方公共団体が設置した特別養護老人ホームについて、地方自治法上の指定管理者制度により、株式会社等がその管理を行うことが可能であること等を明確にするための通知を发出し、全国展開を行う。 あわせて、全国都道府県課長会議やホームページなどを通じて、地方公共団体や事業者など関係者に対し、本通知の内容の周知を図る。	地方公共団体が設置する介護サービス提供施設における指定管理者制度の取扱いについて(平成19年3月30日付け老計発0330006号、老振発0330002号、老老発0330004号)	平成19年3月30日実施 (措置済)	厚生労働省
1007	特定漁港施設運営高度化推進事業	漁港管理者が選定した民間事業者が、水産物に係る衛生管理の方法の改善等漁港施設の機能の高度化を図る場合に、当該事業者に対し行政財産である漁港施設の貸付けを可能とする。	全部	国の関与については必要最小限のものにするよう努め、現行の規制の特例措置の内容・要件を維持し、全国展開を行うこと。	漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)の一部改正を含む「漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律案」を第166回国会に提出済	法案が成立した場合には、公布の日から3か月以内で政令で定める日から施行予定	農林水産省
1307	網又はわなを指定しての狩猟免許取得の容認事業	鳥獣による農林業等に関する被害が甚大であって、かつ当該被害に対する捕獲の適切な実施が困難な地域において、鳥獣による農林業被害等を防止し、適正な鳥獣の保護管理の推進と狩猟における安全性の確保を図るために地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特区地域計画を申請し認定された場合、認定された区域内においては網・わな猟免許に係る狩猟免許試験の実施に当たり、申請者から網又はわなのいずれかを選定して申請があった場合、網又はわなのいずれかの猟法に特化した問題で構成された試験を受けることにより、狩猟免許を受けることができるよう措置することができることとする。 なお、市町村が申請主体となる場合においては、管轄都道府県知事の狩猟免許事務のうち、狩猟免許試験の実施にかかる事務が当該市町村に委任されている場合、又は都道府県知事が当該市町村における特例を措置している場合に限る。 また、当該特区内で受けた免許については、当該特区内について登録ができることとし、当該特区内における狩猟者登録に当たっては、試験を受けた網又はわなごとに登録を行うこととする。 さらに、免許の申請及び登録の申請の対象者は、当該特区内に住所を有する者に限る。	全部	網・わな猟免許を網猟免許とわな猟免許に区分する。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成18年法律第67号)等	平成19年4月16日施行 (措置済)	環境省